

南 区	37,063人
西 区	48,761人
安佐南区	56,894人
安佐北区	41,543人
安 芸 区	20,458人
佐 伯 区	35,822人

5 市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）、第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第61条第11項（合併協議会設置について可決しない合併協議会設置勧告対象市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

153,375人

広島市選挙管理委員会告示第17号

平成19年3月29日

平成19年4月8日執行予定の広島市議会議員一般選挙において、候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成19年3月30日からとします。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉 田 治

広島市選挙管理委員会告示第18号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、候補者1人につき選挙運動に関して支出できる金額は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉 田 治

選 挙 区	金 額
中 区	6,252,400 円
東 区	6,080,300 円
南 区	6,066,800 円
西 区	6,121,800 円
安 佐 南 区	6,243,200 円
安 佐 北 区	6,352,900 円
安 芸 区	5,986,200 円
佐 伯 区	6,368,700 円

広島市選挙管理委員会告示第19号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、別紙のとおり選任します。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉 田 治

別紙 略

広島市選挙管理委員会告示第20号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、別紙のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉 田 治

別紙

選 挙 区	選 挙 会 の 会 場	選挙会の日時
中 区	中区役所 2階 第1会議室	平成19年4月 9日午前10時
東 区	東区役所 3階 第3会議室	
南 区	南区役所 3階 区長応接室	
西 区	西区役所 2階 区長応接室	
安佐南区	安佐南区役所 4階 講堂	
安佐北区	安佐北区役所 4階 講堂	
安 芸 区	安芸区役所 5階 講堂	
佐 伯 区	佐伯区役所 3階 応接会議室	

広島市選挙管理委員会告示第21号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行予定の広島市議会議員一般選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条の規定により、選挙会の事務とは併せて行いません。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉 田 治

広島市選挙管理委員会告示第22号

平成19年4月9日

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による広島市農業委員会の選挙された委員の解任請求に必要な選挙権を有する者の総数の2分の1の数は、9,406人です。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉田 治

広島市選挙管理委員会告示第23号

平成19年4月9日

平成19年4月8日執行の広島市長選挙において、当選した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉田 治

広島県広島市中区上幟町2番39-203号 秋葉 忠利

広島市選挙管理委員会告示第24号

平成19年4月9日

平成19年4月8日執行の広島市議会議員一般選挙において、当選した者の住所及び氏名は、別紙のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 倉田 治

別紙

中区選挙区（6人）

広島市中区吉島東一丁目9番5号	永田 雅紀
広島市中区大手町二丁目5番4-802号	馬庭 恭子
広島市中区上幟町9番3-402号	星谷 鉄正
広島市中区河原町1番25-102号	木山 徳和
広島市中区千田町三丁目1番16号	宮本 健司
広島市中区白島北町18番2-501号	皆川 恵史

東区選挙区（6人）

広島市東区牛田本町五丁目1番13号	碓井 法明
広島市東区愛宕町9番29号	佐々木寿吉
広島市東区牛田南一丁目3番5号	村上 厚子
広島市東区牛田新町一丁目6番55-202号	平木 典道
広島市東区戸坂山根二丁目11番5号	橋本 昭彦
広島市東区温品七丁目17番37号	沖 洋司

南区選挙区（7人）

広島市南区仁保南一丁目9番6号	中本 弘
広島市南区段原四丁目3番4-701号	松坂 知恒
広島市南区皆実町五丁目14番1-1207号	川崎 賢治
広島市南区翠三丁目15番10号	渡辺 好造
広島市南区向洋新町二丁目23番39号	酒入 忠昭
広島市南区向洋新町三丁目7番56号	中原 洋美
広島市南区段原山崎町9番14号	八軒 幹夫

西区選挙区（9人）

広島市西区庚午北三丁目6番20号	豊島 岩白
広島市西区井口四丁目33番1-103号	原 裕治
広島市西区中広町三丁目1番51-105号	太田 憲二
広島市西区南観音三丁目13番6号	平野 博昭
広島市西区観音新町一丁目9番15号	月村 俊雄
広島市西区中広町二丁目23番1号	大野 耕平
広島市西区草津東二丁目19番7号	柳坪 進
広島市西区己斐本町三丁目9番3-1201号	山田 春男
広島市西区南観音町8番43号	中森 辰一

安佐南区選挙区（10人）

広島市安佐南区祇園六丁目7番1号	土井 哲男
広島市安佐南区西原四丁目4番5号	田尾 健一
広島市安佐南区緑井六丁目36番12号	海徳 貢
広島市安佐南区沼田町大字伴5796番地	谷口 修
広島市安佐南区川内三丁目9番14号	碓氷 芳雄
広島市安佐南区高取北一丁目51番7-12号	藤井 敏子
広島市安佐南区伴東一丁目28番23号	安達千代美
広島市安佐南区高取南二丁目20番4号	八條 範彦
広島市安佐南区古市一丁目8番5号	種清 和夫
広島市安佐南区上安七丁目3番21号	竹田 康律

安佐北区選挙区（7人）

広島市安佐北区大林四丁目2番17号	今田 良治
広島市安佐北区あさひが丘三丁目24番29号	西田 浩
広島市安佐北区口田南八丁目17番18-401号	森本 真治
広島市安佐北区口田二丁目34番20号	都志見信夫
広島市安佐北区三入東二丁目47番16号	若林 新三
広島市安佐北区深川五丁目1番12号	増井 克志
広島市安佐北区上深川町822番地の1	木島 丘

安芸区選挙区（4人）

広島市安芸区矢野西六丁目4番2号	熊本 憲三
広島市安芸区中野二丁目46番22号	金子 和彦
広島市安芸区中野五丁目28番9号	沖宗 正明
広島市安芸区瀬野西一丁目21番33号	三宅 正明

佐伯区選挙区（6人）

広島市佐伯区城山一丁目13番30号	藤田 博之
広島市佐伯区河内南二丁目28番10号	桑田 恭子
広島市佐伯区吉見園6番24号	児玉 光禎
広島市佐伯区三宅三丁目24番29-22号	米津 欣子
広島市佐伯区五日市中央二丁目3番26-10号	清水 良三
広島市佐伯区美鈴が丘西二丁目7番12号	母谷 龍典

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第3号

平成19年3月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成19年3月24日において、選挙人名簿に登録し

た者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内
広島市中区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成19年3月25日
午前8時30分から午後5時まで

広島市中区選挙管理委員会告示第4号
平成19年3月2日

平成19年4月8日執行予定の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成18年政令第374号）第1条において読み替えて適用される場合を含む。）の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のように定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

- 1 登録の移替えをしない期間
平成19年3月7日から4月8日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成19年4月9日から行う。

広島市中区選挙管理委員会告示第5号
平成19年3月24日

平成19年4月8日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第6号
平成19年3月25日

平成19年4月8日執行の広島市長選挙における期日前投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

期日前投票所開設場所	所在地
広島市中区役所 3階第6会議室	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区選挙管理委員会告示第7号

平成19年3月25日

平成19年4月8日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第8号

平成19年3月25日

平成19年4月8日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときは又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときに行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所 2階 第1会議室
- 2 日時 平成19年4月5日 午後5時30分

広島市中区選挙管理委員会告示第9号

平成19年3月25日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成19年3月29日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内
広島市中区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成19年3月30日
午前8時30分から午後5時まで

広島市中区選挙管理委員会告示第10号

平成19年3月29日

平成19年4月8日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島県条例第25号）第1条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第11号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第12号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第13号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

- 1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目1番41号
広島市立国泰寺中学校 体育館
- 2 日 時 平成19年4月8日
午後9時20分開始

広島市中区選挙管理委員会告示第14号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

開票管理者	住 所	広島市中区幟町2番13号
	氏 名	馬場 則行
同上職務代理者	住 所	広島市東区若草町22番1号
	氏 名	木下 吾朗

広島市中区選挙管理委員会告示第15号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

期日前投票所開設場所	所 在 地
広島市中区役所 3階 第6会議室	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区選挙管理委員会告示第16号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則行

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第17号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則 行

広島県議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所 2階 第1会議室
- 2 日時 平成19年3月30日 午後5時10分

ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所 2階 第1会議室
- (2) 日時 平成19年4月5日 午後6時

広島市議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所 2階 第1会議室
- 2 日時 平成19年3月30日 午後5時40分

ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所 2階 第1会議室
- (2) 日時 平成19年4月5日 午後6時10分

広島市中区選挙管理委員会告示第18号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 馬場 則 行

広島県議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所 2階 第1会議室
- 2 日時 平成19年4月5日 午後5時10分

広島市議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所 2階 第1会議室
- 2 日時 平成19年4月5日 午後5時20分

広島市東区選挙管理委員会告示第3号

平成19年3月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成19年3月24日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 打 田 等

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所内
広島市東区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成19年3月25日
午前8時30分から午後5時まで
~~~~~

広島市東区選挙管理委員会告示第4号

平成19年3月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成19年3月29日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打 田 等

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所内  
広島市東区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成19年3月30日  
午前8時30分から午後5時まで  
~~~~~

広島市東区選挙管理委員会告示第5号

平成19年3月2日

平成19年4月8日執行予定の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成18年政令第374号）第1条において読み替えて適用される場合を含む。）の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のように定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 打 田 等

- 1 登録の移替えをしない期間
平成19年3月7日から4月8日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成19年4月9日から行う。
~~~~~

広島市東区選挙管理委員会告示第6号

平成19年3月24日

平成19年4月8日執行予定の広島市長選挙におけるポスター

掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打田 等

別紙 略

~~~~~  
広島市東区選挙管理委員会告示第7号

平成19年3月25日

平成19年4月8日執行の広島市長選挙における期日前投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 打田 等

期日前投票所開設場所	所在地	期 間
広島市東区役所 3階 第3会議室	広島市東区東蟹屋 町9番38号	平成19年3月 26日から 平成19年4月 7日まで
広島市東区役所 温品出張所	広島市東区温品五 丁目1番18号	平成19年3月 26日から 平成19年4月 7日まで

~~~~~  
広島市東区選挙管理委員会告示第8号

平成19年3月25日

平成19年4月8日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打田 等

別紙 略

~~~~~  
広島市東区選挙管理委員会告示第9号

平成19年3月25日

平成19年4月8日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときは又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき、くじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 打田 等

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所 2階 応接室
- 2 日 時 平成19年4月5日 午後5時30分

~~~~~  
広島市東区選挙管理委員会告示第10号

平成19年3月29日

平成19年4月8日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島県条例第25号）第1条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打田 等

別紙 略

~~~~~  
広島市東区選挙管理委員会告示第11号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次の場所に設けます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 打田 等

投票場所は別紙のとおり

別紙 略

~~~~~  
広島市東区選挙管理委員会告示第12号

平成19年3月30日

平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打田 等

| 期日前投票所開設場所          | 所在地                | 期 間                                 |
|---------------------|--------------------|-------------------------------------|
| 広島市東区役所<br>3階 第3会議室 | 広島市東区東蟹屋<br>町9番38号 | 平成19年3月<br>31日から<br>平成19年4月<br>7日まで |